

第38回 東京弁護士会人権賞 受賞

一般社団法人 Spring

今回のインタビューでは、第38回東京弁護士会人権賞の受賞者として、一般社団法人 Spring（スプリング）の共同代表である早乙女祥子さんと田所由羽さん、幹事の納田さおりさんからお話をうかがいました。

Spring は、2017 年 6 月に国会で性犯罪に関する改正刑法が可決・成立した際に、被害実態に即したさらなる法改正を実現するため、性暴力被害当事者が立ち上げた団体です。設立以来、Spring は議員や関係省庁へのロビイング、5899 件もの回答を得た性被害の実態調査などを行い、2023 年 6 月の刑法における性犯罪規定見直しの大きな原動力となりました。

これまで零れ落ちていた性犯罪被害者の人権のために活動してきた Spring について、発足のきっかけや活動の内容、運動を成功させた秘訣をお聞きました。

聞き手・構成：坂 仁根



共同代表の早乙女祥子さん

プロフィール◆ 2017 年に一般社団法人として設立された性暴力被害当事者と支援者の団体。発足後まもなく 12 団体（後に 13 団体）からなる「刑法改正市民プロジェクト」を結成。2020 年 3 月には他団体とともに刑法性犯罪規定の改正を求めて 14 万筆以上の署名を法務省に提出し、規定の見直し作業が本格的に開始された。地道なロビー活動により主要政党の理解を獲得し、不同意性交等罪を含む 2023 年の刑法性犯罪規定改正に貢献した。

—— まずは受賞のご感想から。

早乙女： 昨年の暮れ、受賞の一報をいただいたときは、スタッフ一同大変驚いたと同時に、すごい、みんなやっとなと、歓喜で沸きました。今回の刑法改正活動にかかわったすべての人たちが受賞したものだとは私たちは思っているので、大変光栄だし、誇りに思います。また、被害者団体が受賞するのは初めてとうかがいましたので、その点についても非常に社会的インパクトがあることだなと考えています。

—— 基本的な質問ですが、性暴力、性被害というのはどのようなものを言うのでしょうか。

田所： 性暴力、性被害はともに、同意のないすべての性行為のことを指します。通常の暴力や事故や災害による被害との違いは、恥ずかしさや恐怖によって開示がしにくいこと、加害者との関係性ゆえ

に被害を訴えにくいこと、開示しても、なぜ拒否できなかったのかと言われるなどの二次被害を受けるといったことが挙げられます。

—— 「同意」について、性的行為はそれぞれの行為に応じた段階があると思いますが、その段階ごとに同意が必要という理解でよろしいのでしょうか。

田所： そうです。同意は一つ一つの行為ごと取るべきであって、一つある行為に同意したからといって、次の行為にも同意したとは限りません。例えばホテルに行ったからといって、あるいはキスをしたからといって、セックスに同意したわけではないということを、私たちは訴えています。

早乙女： イギリスではティーポットキャンペーンというのが行われています。紅茶を飲みたいときはイエス、飲みたくないときはノー、これも同意です。こんな当たり前のことを、性的同意についても当

てはめようというキャンペーンです。普段やっている当たり前のことが、なぜ性的同意のときには当たり前とされないのか。段階に応じた一つ一つの行為ごとにイエス、ノーの同意を取るべきということです。

——日本において、その当たり前の同意が長く必要とされなかった根本原因は何であったと考えますか。

田所：戦前の家制度の下でできた刑法の規定が、新しい憲法になってからも男性中心に物事が決められる社会として継続して、その影響が戦後も色濃く残っていたのだろうと考えています。

戦前の家制度の下では、夫が妻に性的要求をした場合に妻がノーと表明することは想定されていなくて、他方、妻には厳格な貞操義務が課され、婚姻前はもちろん、婚姻後も夫以外の者からの性被害に遭った場合は家の恥と見なされ、口に出すことも許されない社会でした。さらに過去の性犯罪規定における暴行・脅迫要件では、「些細な暴行・脅迫の前にたやすく屈する貞操の如きは本条によって保護されるに値しない」という解釈までありました。そういった思想が長らく続いていて、同意していないなら強く抵抗するはず、そんな判断がまかり通る社会が続いてしまったと考えています。

諸外国では1980年代以降、女性の権利に関する法制度が整備されていったにもかかわらず、日本では社会運動が停滞して改正の声が大きくなりませんでした。また、男性は強い存在であることが求められ、性被害に遭うということ自体が戦後もずっと認識されていませんでした。そういったことも大きく影響していると思います。

——2017年に、最初から法人というハードな枠組みで活動を開始したのはなぜですか。

早乙女：法人化すると国会議員や関係省庁から信

頼が得られやすいよと、とある国会議員から助言を受けたのが直接的なきっかけです。前身として「性暴力と刑法を考える当事者の会」という任意団体があったのですが、2017年に刑法改正は実現したけれども、まだ実態に即していないので活動を継続しなければいけないという使命感の下、皆さんからもっと信頼を得て活動していくため、法人化しようとなりました。

——スタッフは何人ぐらいですか。

納田：20名弱ぐらいです。少数精鋭です。

早乙女：でも絶賛募集中です。

——スタッフは毎日、どのような活動をされているのですか。

早乙女：私たちのスタッフは全員無償ボランティアです。仕事や家事の合間で活動にコミットして、おのおのの得意分野を生かして活動をしています。2017年に団体設立以降、ロビイングチームは継続的に月2日以上国会に通ったり、いろいろなところに行って自分の体験とエビデンスを伝えています。刑法の問題点を社会に伝えるイベントプロジェクトや広報チーム、被害の実態を調べる調査研究チーム、助成金や寄付を募るファンドレイジングチームなどの基幹チームもあります。それぞれのメンバーがチームを兼任してやっています。

納田：私は2015年、「性暴力と刑法を考える当事者の会」に支援者として加入しました。市民4団体が共同で、性犯罪についての刑法改正を目標とする「ビリーブ・キャンペーン」を行ったのですが、それぞれが役割分担しながらノウハウを蓄積していきました。Springがスタートダッシュをかけることができたのは、そういった前段の運動体のノウハウを持ち寄ったことが大きかったと思います。

——性暴力被害者自らが参加する新組織がなぜ必要だったのでしょうか。

早乙女：端的に言えば、当事者が見えている世界とその他の方々が見えている世界が、往々にして異なるということがあります。性被害はその特殊性ゆえに、実態を理解してもらうことに困難が伴う。被害を受けたことのない人が、被害を受けたときの恐怖とかフリーズとか、その後長く続くトラウマのことなどを理解することはなかなか難しいのではないのでしょうか。また、日本には性について覆い隠す文化があり、被害事実に向き合うことを避ける社会の中で、深刻さを伝える難しさがあると思っています。

例えば私の場合だと、子どもの時に身近な人から性被害に遭い、20代後半でトラウマから来るうつ症状が重くなったときに、社会に助けを求めることはしたんです。けれども20年近く前の被害であることから、もう社会からは何の対応もしてもらえませんでした。調べ尽くして、日本には昔の被害に対する被害者支援制度がないと知ったときに、その絶望感がすごくて、これは国からの二次被害ではないかとまで感じました。なので、性被害なんてないことにされている日本の社会を変えるには、当事者が声を上げる必要があると考えました。

納田：Spring初代表理事の山本潤からは、2017年改正の前の法制審議会で、親子間の恋愛は成り立つんだという議論がまかり通っていて、その衝撃が活動の原動力になったということは聞いています。

早乙女：「訴えないことで被害者の心の平穏を保護する」という発言をされた方もいて、私たち当事者としてはすごく衝撃を受けたんですね。被害の実態を知らない人たちが私たちに関わる法律を決めているというのを知ってしまったときに、これは何とかしなければいけないと動き出したのが「ビリーブ・キャンペーン」の方々です。

—— Spring という名称はどうやって決めたのですか。

早乙女：Spring って片仮名で読むと、「春」と「ばね」という両方の意味があります。性被害を受けた人がフリーズした冬から動き始めて、すべての人の心に春が来るようにとの願いを込めて、七夕の2017年7月7日に法人を設立しました。

—— なぜロビイングを重視されたのでしょうか。

納田：国会議員の方々が性暴力被害の実態を真に理解することなしには、本当に私たちが望む法改正は実現しないと思って、その一念でやってきました。国会議員の方々は正義感のある方も多いので、性暴力被害当事者の血がにじむような訴えが、やっぱり心に刺さったんだと思います。

早乙女：最初は、私たち実は被害当事者なんですよという態度が結構変わって、本当にいるんだみたいな感じでした。それでも対話を重ねていく中でどんどん理解をしていただいて、本当にこれは変えていかなければいけないねということで法改正につながったと思います。私たちの資源はやっぱり被害経験。大切な資源なので、それをきちんと真っすぐに素直に伝える、ただし感情はぶつけない、というところは私はとても意識しました。論理的にきちんと被害実態、被害の実情を話すことができるということが評価されたのだと思います。

—— 性被害について2020年8月に行われた調査アンケートで、6000件近い回答が来ることは予想されていたか。

納田：調査に参加された方々は実際に性暴力被害に遭われた方々なので、最初は200から300ぐらいしか回答が集まらないのではないかと考えていました。ところが、たった1日で1000件集まりました。これだけ多くの被害者の声が社会の中でなかったものにされてきたことに衝撃を受けました。専門家の方々とともにこのエビデンスをしっかりと

2024年1月15日に弁護士会館で行われた第38回東京弁護士会人権賞の授賞式。左から松田純一会長（当時）、CALL4の谷口太規さんと丸山央里絵さん、Springの早乙女祥子さん。



使っていこう、伝えていこうということを共通認識としてかみしめました。

—— 今回の刑法改正の最大の成果は何でしたか。

納田：それはもう、不同意性交等罪への罪名変更です。去年の2月ぐらいまでは達成不可能ではないかとあきらめつつも、でもそこに近づくために何を目標に設定していくか、というような流れでした。結果として罪名変更されたことにより、同意が性的行為の基本であって、それが損なわれたらこれは性暴力であり性犯罪であるということがはっきりしたのは非常に大きかったと思います。

—— 今後の課題は。

納田：公訴時効に関しては5年延長されましたが、まだ足りません。先ほどのアンケート調査でも、本当に長い方では30年以上被害を開示できないという実態があります。今後の大きな課題です。

早乙女：あともう1点はワンストップ支援センターです。性暴力被害を訴える時にその入り口になるワンストップ支援センターが脆弱だと、本当の意味で被害者を救えません。センターの地域格差の是正と、センターの人的支援や財政基盤の確保とともに、昔の被害に対する中長期支援の構築などが急務かつ重要であると思っています。

—— 弁護士、あるいは弁護士会に望むことはありますか。

田所：法律に携わる方々として、アンケートの実態に表れたように、性被害の申告すら難しい性暴力被害者の実態をしっかりとつかんでいただいたうえで、弁護士活動をしていただけるとありがたいです。理論的にも実証的にもしっかりと実態を把握していただいて、被害者の方々が生きやすい社会の実現に向けて一緒に歩みを進めていけたら、と思います。

もう1点ですが、性犯罪加害者を弁護することになる方々もやはりいらっしやると思います。そうした活動も我々としては大切だと思っています。性犯罪を行ったときに収監される、刑罰を受けるというのは当然ですけれども、それから再犯をしないための弁護活動というのが、その加害者の利益のためにも重要だと考えます。加害の背景にある心の問題とか、あるいは再犯をしないためのプログラムなどをしっかり押さえたうえで、再犯しない支援というものをお願いできればと思っています。

早乙女：弁護士会も、被害者支援の弁護士、加害者支援の弁護士双方に対して、性暴力の実態を学ぶ機会をぜひ提供していただきたいですね。